

○ 社会福祉法人幸手市社会福祉協議会 役員等の報酬に関する規程

平成 29 年 6 月 20 日
規 程 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会(以下「この法人」という。)定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等 理事、監事、評議員

(2) 会議 理事会、監査会、評議員会

(支給の基準)

第3条 役員等が、その職務のため会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する額は、次のとおりとする。

区 分	報酬額 (日額)
理事、監事	5, 0 0 0 円
評 議 員	3, 0 0 0 円

(支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他の費用)

第7条 会議以外の出席等により要した費用の支給については、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程(昭和63年7月1日規程第6号)による。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。